

全員協議会次第

令和5年3月17日
全員協議会室10:00～

1. 開 会 (10:00)

小林事務局次長

2. 挨拶

小松議長

3. 協議事項

- (1) 三芳町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 専決処分事項の報告について(運動公園テニスコート人工芝改修工事の変更契約)

4. その他

5. 閉 会 (11:25)

山口副議長

令和5年3月17日（金）

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議 員 久 保 健 二
議 員 吉 村 美津子
議 員 桃 園 典 子
議 員 林 善 美
議 員 落 合 信 夫
議 員 本 名 洋
議 員 細 谷 光 弘
議 長 小 松 伸 介

議 員 鈴 木 淳
議 員 内 藤 美佐子
議 員 細 田 三 恵
議 員 菊 地 浩 二
議 員 増 田 磨 美
議 員 井 田 和 宏
副 議 長 山 口 正 史

欠席議員

な し

説明者

総務課長 忠 平 訓
文化・
スポーツ
推進課長 高 橋 章 次

福祉課長 三 室 茂 浩
施設
管理課長 古 山 智 志

全員協議会に出席した事務局職員

事 務 局 長 小 林 忠 之

事 務 局 記 事 書 山 田 亜 矢 子

◎開会の宣告

○事務局次長（小林忠之君） それでは、定刻となりましたので、全員協議会を始めたいと思います。

（午前10時00分）

◎開会の挨拶

○事務局次長（小林忠之君） 開会に先立ちまして、小松議長、ご挨拶をお願いします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は全員協議会ということで、早朝よりお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。

また、今日は予算特別委員会の予備日という形でしたけれども、急遽全員協議会ということで、皆様お忙しい中お集まりをいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。昨日で予算特別委員会終了いたしまして、菊地委員長、増田副委員長を中心に慎重審議を進めていただきました。それで、賛成多数で全ての議案が可決すべきものという形で終了しました。本当にありがとうございました。

24日の閉会日を残すだけになりましたけれども、本当に朝晩寒暖の差が激しいですので、皆様、体調のほうを十分気をつけていただきまして、最後まで臨んでいただきたいというふうに思います。

本日、協議事項として2つありまして、担当課の皆様にはお忙しい中ご出席をいただきまして、大変にありがとうございます。経緯を説明いただきまして、厳しい質問があるかもしれませんが、簡明な答弁をお願いできればというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、皆様の慎重審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局次長（小林忠之君） ありがとうございます。

それでは、協議事項に入りたいと思います。進行につきましては、議長、よろしくお願いします。

◎三芳町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項のほうに移らせていただきます。

1番目、三芳町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてということで、説明を求めたいと思います。

福祉課長、よろしく願いいたします。

○福祉課長（三室茂浩君） おはようございます。このたびは大変申し訳ございません。このような説明をさせていただくことになりました。

まず、今回は令和4年9月定例会で予算のご承認をいただきました竹間沢にある南側ゲートボール場の施設撤去工事の実施とともに、本来行うべきであった条例の一部改正について、本定例会に追加議案を上程させていただこうとするため、説明を行うものでございます。

追加議案となった原因としては、本件は本来であれば、本定例会開会に合わせて議案として送付すべきでしたが、大変申し訳ないことなのですが、そのことを失念しておりました。経過としては、去る3月13日の

予算委員会にてゲートボール場の予算をご質問いただく中で、条例の一部改正を忘れていることに気づき福祉課内で対応を協議し、総務課に相談したことによります。

なお、予定する議案としては、三芳町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例として、竹間沢にある南側ゲートボール場の廃止の案を提案させていただくものです。内容としては、モアノートのほうにアップさせていただいております新旧対照表の中で、南側ゲートボール場という項目を削除させていただくものです。

以上が説明となりますので、どうぞよろしくご審議ください。ありがとうございます。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいま福祉課長のほうからご説明がございましたけれども、こちらの追加議案になるということで、質問は受けたいと思うのですが、内容について考えて質問していただければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの説明に対しましてご質問、また確認等ありましたら受けたいと思います。挙手のほうをお願いいたします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、今の経緯の中で福祉課の審議は月曜日だったと思います。議会に話が来たのは木曜日なのです。この時間差はどうしてこれだけ時間がかかったのか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 月曜日に審議が朝一番で行われたという中で、私どものほうとしては気づいて、その後課の中で話をし始めたのが午後、どういうふうに対応していこうかという話があって、正直申し上げて、その中で今回の件を6月の定例会で議案を出させていただくのか、それともこの定例会に追加として出すのかというところに正直なところ迷いがございまして、ここの間で2日ほどたってしまいまして、15日に総務課のほうに相談をさせていただいたという経過になります。

この件については、当然ゲートボール場自体が3月の末でなくなってしまうので、考え方からすれば、すぐに考えが及ぶはずではあったのですが、6月なのか3月なのかというところにこだわって話をしてしまったために、これほど遅くなってしまったということで、そこについても大変申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

もう定例会が始まっているので、執行部だけで提出はできないのです。なぜそこで議会側に相談がなかったのか。自分たちで2日間考えた、それがまず間違いだと思ひます。あと、自分たちだけでずっと考えていて、総務課にも話をしていないということも間違いですよね。今、3月か6月かと言ったけれども、5月という選択もあるわけです。議会運営に関してはこちらのほうが詳しいですので、そういうこともあって、本来は最初に相談すべきだと思ひます。それができていないということ自体が間違いだと思ひます。それについてどうお考えですか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 今、おっしゃったとおりで、我々が議会のことについて、きちっと早い段階でこういう案件があるということを相談すべきであったということ、そのときにしっかりと認識していればよかったのですが、どうしても言葉が適切かどうか分からないのですが、案件を抱えてしまったようなところがございまして、そのこと自体が間違いというご指摘については、本当にそのとおりだというふうを感じており、今後このようなことがないようにというふうを考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） それと、もう一つ、3月か6月かというのを考えたということですが、3月でなくなるからということですが、それだけが6月ではできないという理由ではないと思うのです。そうですね。これまでだってもう終わっている、1回あったと思うのですけれども、条例改正、設置、集会所ではない、何かのやつを後づけでやったこともあると思います。なぜ年度変わってからの上程では駄目なのですか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 過去の例を見ていなかったのも、そのような件があったというような話については認識がなかったところなのですが、私たちが今回考えたことについては、先ほども話したように6月、3月という単純に本当に議会の開会に合わせてということのみで考えておりました。ただ、そもそも3月でこのゲートボール場がなくなるということに私たちが気づいたということをしかりと受け止めた上で、この4月からは実際存在しないゲートボール場を設置し続けることについては、現状にそぐわないという、この理由が私どもが上程させていただこうとしている理由でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 現状にそぐわないといっても、1か月、2か月ですよ。それが住民の不利益にどうつながるのかが分からないのです。要するに役場側の問題だけですよ。執行部側の問題だけですよ。それを通そうとするのであれば、やっぱりもっと丁寧に相談してもらいたいと思うのですけれども、それだけで3月にねじ込もうかと言われてもどうかと思うのです。6月にやったら、年度変わってからやったら、法的な問題があるとか、住民に不利益があるかどうかという点ではどうなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。

いわゆる法的な問題ということに関しての深い認識がないところではあるのですが、ないもの、本当にただその1点なのですが、ないものが条例上存在しているということに気づいた段階で正すというような考え方が、今回の考え方になるかと思うのです。ですので、どういう不利益があるかということについて、しっかりした説明ができないというのは心苦しいところなのですが、やはり設置条例があるということについては、まだそのゲートボール場が使えるのではないかというような考え方になってしまうのではないかと、一つの要因になるかと思っております。

以上、説明になっているかどうかということですが、お答えをさせていただきました。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） ゲートボール場が使えるかどうかという判断がなぜ起きるのが分からないのです。そもそも皆さんの意見でなくしてもいいという話になって、実際そこにはゲートボール場ないわけですから、それを何で使えないのと言ってくる話ではないと思うのです。あくまでも条例上の問題であって。もう一つは、だからそういった法的な根拠というのをしっかり詰めた上で、やっぱり3月中にやるべきだということであれば、それは仕方がないことだと思うのですけれども、そこら辺詰めるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

この条例にのっているものと法的な根拠というところについては、今申し上げたように、その辺りについての深い調査というのできていないというのは、確かに事実でございます。おっしゃるとおり、設置条例にあることが、例えば住民の方が返すとといった方以外の方でも、あるのだから使いたいというふうな話が出るかどうかは分からないのですけれども、存在している限り、住民の方がまだあるのだというふうに認識をしているという。これはおっしゃるとおり、役場側が都合でということであるとは思いますが、その辺りについて法的に、では置いておくことがどうなのかということは、おっしゃるとおり調査が不足しているということになるかとは思いますが。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、まだ上程するかどうか分からない段階なので、そこら辺詰めるべきなのではないでしょうかと聞いているのですけれども。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 法的な部分に関しては、ご指摘のあったとおり、詰めるべきであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） あと、もう一件、私が言ったのはうろ覚えなので、はっきり言って自信があるわけでもないで、過去の例というのも調べるべきだと思います。そうした中で、こういったことは今までないので、やれることをやりたいというのであれば、そうですねと言うしかないし、あとこちらとしては再発防止というのをどう考えるかだと思うのですけれども、再発防止は本会議場のほうがいいのかと思っていたので、ここでは言わないのですけれども、そういったことも含めてこちら側に説明できるようでない、いいですねと単純には言えないかなと思います。実際、だって今までずっとやっていないから忘れていたのではなくて、藤久保3区でやったばかりではないですか。そういった業務のルーチンがちゃんとできていないわけですね。そこら辺をしっかりとしないと、議会側としてもどうかなと思うところがあります。今の説明だけだとどうかなと実際思います。まだ調査できていないとか、調べていないとかというのであれば、そういうのをちゃんとやり尽くした上で話があつてしかるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

今回については、非常に形式的な部分というのですか、ゲートボール場がなくなったので、その条例についてはそこから除くというような考え方でお話をさせていただいておりますが、おっしゃるとおりそういう細かい部分については、調査をさせていただくというような必要があるかというふうには思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

いつも私のほうの質問は、福祉課は職員がかなり忙しくて、大変な仕事をしているということでもいつも言っていますけれども、そういった職員の人数が足りているのかどうか、そういったところも私は影響してくるのかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうに捉えますか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

職員の数については、定数のほうで定められており、その中で業務をどのように効率的に進めるかということが、我々には求められていることだというふうに思います。今回、こうしたことを起こしてしまったわけですが、先ほどもちらっとお話にあったようにルーチン業務、予算を計上した段階で、このゲートボール場は廃止しなければいけないということが決まっているわけですので、そういった意味では、これをきちっとセットとして捉えて準備を進めていくものが必要だというふうに考えています。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

議場よりもこちらのほうがいいなかなと思ってお聞きするのですけれども、今回担当課のほうの失念があったとはいえ、何とか3月の定例会に間に合うかもしれないという形で、もしかしたらぎりぎりセーフかもしれないのですが、こういうことって今回もしセーフだとしても、大事故等になりかねないとも思うのです。町でもいろいろな施設を設置したり、撤去したりしております。ほかにもいろいろな条例をつくったりとか、関連条例等についてのチェック体制というのはできているのかどうかというのをお聞きしたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 忠平です。お答えいたします。

現状といたしましては、担当課内で予算とか、そういうときにその辺の条例をチェックするという形になっております。あと、ちょっと話がずれてしまうかもしれないのですけれども、法令等で改正があった場合には、情報提供として各課に流しているものもあります。町独自の事業としての場合には、予算であれば財政とかというところの連携の中で、その辺でチェックができる形なのですが、現状としてはそれがきちっとシステム化ということではなくて、その中でチェックしている段階なので、今後はこの辺を改善を図ってい

きたいというふうを考えているところです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

今、質問に対してのご答弁をお聞きして、今回の件に関しては大体理解はさせていただいたのですが、ただ、今まで例えばですけれども、子供広場なり公園なり、またこのゲートボール場もそうですけれども、解体だとか撤去時期等、定例会で上程できる時期というのがピンポイントでタイミング合う場合と、合わないときがあると思うのです。今回はたまたま3月定例会が重なったので、上程を考えて6月にしようか迷ったという話ありましたけれども、藤久保第3区ゲートボール場の撤去もそうですが、タイミングがずれた場合に、例えばですけれども、後から条例の改正、改定というのを行う場合もあると思うのですが、そういった場合、町のほうで大体このぐらいの期間で条例の改定をするべきというふうを考えているところとかあるのか。今回、例えばですけれども、6月でもよかったのではないのかという話もありましたけれども、それも含めてご説明をいただければというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 今、全般的なお話としてということなのですが、設置条例等に基づいて廃止が必要になった場合、確かに議会の開会時期とか、議会を行っているとき、そういうときにこの廃止が上げられないこともということですが、今まで私どものほうで扱ってきた数少ないところではあるかと思うのですが、ゲートボール場に関しては、3月末で終了するというのもって工期のほうで定められているのですが、そこに基いて、この3月議会に本来前もって上程すべきなのかというふうに思っています。ほかのものについては、取扱いについては私のほうで経験がないものですから、そこについてのお答えができないという部分になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 例えばですけれども、先ほど申したとおり、一番直近では藤久保第3区のゲートボール場があったかと思うのですが、例えばですけれども、藤久保第3区のゲートボール場に関しては、撤去した時期と条例の改定というのは、同じタイミングでは行われなかったのかなというふうに思うのですが、そこを参考までに教えていただければよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。三室です。

藤久保3区のゲートボール場についても、年度内に工事が完了するという方向で進めさせていただいたかと思えます。そこで、その議案のほうを上程させていただいたような認識なのですが、

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 分かりました。そうすると、3月撤去の3月条例の改定ということでよろしいのですか。それが例えばですけれども、撤去時期が1月だとか、ごめんなさい。そこは私も覚えていないというか、していないのですが、例えばその時期が3月定例会とずれていたのであれば、6月定例会で上程をしという形でもよかったのかなと。先ほど菊地議員からの質問の中で、法的なものも含めて、これから検

討していただけるということだったので、そこら辺でもし万が一法的な問題というのがないようであれば、そこら辺の上程の時期というのも含めて、また検討していただければというふうに思います。

○議長（小松伸介君） ご意見でよろしいですか。

ほかにございますか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

9月の予算のときにゲートボール場の撤去工場の費用が上げられたのですけれども、そのときに条例の改正も必要だということが分かっていたら、その議案は、本来であればいつ提出されていたのかというのを伺いたいです。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。お答えいたします。

確かに、極端な話、セットで提案するというお話なのかとも思うのですけれども、または9月で予算のほうをご承認いただいて、工事に関して契約を行って、その上で定例会であれば12月がありますから、そこでというお話なのかもしれないのですけれども、確かに工事との兼ね合いもありまして、大抵は工期を目指して条例を本来なら上げるべきかという認識で進めてまいったところ、今回このように失念をしてしまったというところになります。ですので、やはり工期に合わせたところでの上程というところを、今までは考えてきたというのが現実でございます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今回、条例改正の部分もそうなのですけれども、予算委員会の中でゲートボール場の借地件数がそもそも直っていなかった。以前のままであったという、2つ落ちていたわけですよ。ですから、直接町民に影響がないと思うのですが、場合によっては、そういう町民にとって不利益が生じる場合もあるかもしれません。今回、課長が失念していたということなののですけれども、担当課任せではなく、統括する総務課のほうでもチェック体制が必要だったのではないかと思うのですが、今の体制、再発防止については菊地議員が本会議で聞くかもしれませんので、今の現状として問題なかったのかどうかお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 忠平です。お答えいたします。

今回も、今までのことも、問題につきましては、なぜこんなような原因になってしまったのかということ、今後検証した中で、それをシステム化するなり何なりの改善策を検討していかなければならないというふうに今考えているところであります。ですので、今回のケースにつきましては、すぐにこういう形にしますということが提案できないのは大変申し訳ないところでありますが、この辺につきましては改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

もう一点だけ総務課長に聞きたいのですけれども、今回取りあえず福祉課の件でミスはミスですよ。ミスという中で、三芳町役場の中でこのミスというのをどれくらいの位置づけというか、重度が高いか低いか、どういうふうにお考えですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） お答えいたします。

重度という、どういうふうに表示しているのか難しいところではあるのですが、当然公表されているものでもありますし、その辺の我々が持っている事務につきましての大きな課題だというふうには認識をしているところであります。ましてや、事務処理のミスになってしまいますので、このようなことがないようにしなければならないので、この辺は職員同士共有しながら、こういうことがないように図っていきたいというふうに、重大であると。ちょっと答弁にならないのですが、その辺の重要度というのがどういうふうに表示しているのか分からないのですけれども、非常に重く思っているところではあります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、要するに重要度というか、重度か軽度かですね。重度であれば、この重度がいきなりぽんとミスとして起こるわけではないと言われてますよね。その下に幾つものミスが重なってきて、重いのが起こると考えるのですけれども、今回1件だけではなくて、もう一個あるわけですけども、そういったことも含めると、根本的な問題というのがそこに隠れているのではないかと思うのです。そこをやっていかないと、今後も続く。再発防止とさっき言ったけれども、システム化したりとかいろいろ言われたので、それは答えなのだろうけれども、何か今のままではちょっとどうなのかなと思います。だって、同じタイミングでこうやって出てきてしまっているということは、本質的に問題があると思います。なので、重度、高いとおっしゃるのであれば、なおさら本来はもっと丁寧に。

あと、総務課長には昨日いっぱい言いましたのでいいのですけれども、本来は町長が来て、そこで町長から言葉があつていいと思うのです。昨日も言ったと思うのですけれども、それもないということだったので、ちょっとそれは残念だなと。町全体の意識の共有として残念だなと思うのですけれども、本会議場で例えば町長が最初に発言してくれるとか、そういうのであれば、またちょっと違うと思うのですけれども、執行部側の対応としてどうなのかというのをいま一度考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） いろいろご指摘、ご意見いただきましてありがとうございます。

まず、内部についての改善しなければならない点については、早急にこの辺のことを検証しながら、先ほども同じことを答弁させていただきましたけれども、検証しながら改善を図っていきたい。まずもって、職員同士の共有部分は、非常に今課題になっているのかなというふうに認識をしておりますので、その辺も十分図れるようなシステム化を考えていかなければならないというふうに思っております。

また、外に向けていわゆる執行部側から発するものにつきましても、今後その辺の関係性につきましても、十分丁寧に行わなければならないというふうに考えておりますので、今後そのようなことがないようにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 山口です。

これは9月で議会も承認している事項だと思っておりますけれども、その撤去工事をするということであると、今月からとかというのではなくて、もっと前から実際にはゲートボール場使えない状態になっていたのではないかと思うのですが、それは何月から使えない状態だったのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 正確な数字が今手元にはないのですが、確におっしゃるとおり、使えないというか、使わないというような状態というのは年度当初に発生していたと思われます。ただ、その後その方々からのお話を受けて進めていく中で、9月の議会のほうに上程をさせていただいたわけですが、実際にゲートボール自体ができなくなっているという状態は、以前からあったかと思えます。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 多分工事が入っているの、当然物理的に使えない状態が発生していたと思うのですが、そうするとその時点で設置条例改正するなり何なりして、使えない状態にしなければいけないはずなのですが、そこはそのままにしておいて、何で3月なのかというのが私も疑問で、5月でも6月でもいいのではないかと。その状態ずっと継続していますからね、というのが一つ大きなもの。何で3月に無理やりというか、ここに来てやらなければいけないのかというのが、やっぱり皆さん納得できるのかなと。私は納得できない。5月でも6月でもいいのではないかなという気がします。それが1点です。

もう一つは、根本的な問題で、例えば今後起こらないようにというお話がありましたけれども、多分設置条例に関してはかなり気を使っていくので、起こらない可能性もあると思います。私、これは一事が万事ではないけれども、ほかにもあるのではないかなという気が今すぐしているのです。つまり、隠れているやつ。本来は条例改正しなければいけないものを、人間なんて忘れるのが当たり前というか、あってはいけないとは言えども、神様ではないですから、できないと思うのです。それを絶対に起こらないように補完する。これはシステム化が必要だと思っておりますが、ほかにもすぐあるので、今回いろいろご説明いただいて、設置条例は今後は起こらないような形で運用するって可能だと思うのですが、私もほかのものも全部もう一回洗い直さないと信用できないなという、これは本音です。と思っているのですが。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今までこのようなことがないように、職員の中で事務執行に取り組んでまいったところでありまして。今回のことを課題に見直し等を図って行って、ほかのものもできる限りシステム化なり等改善を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） ここで条例もう一回総ざらい、条例だけではないような気もしますが、取りあえ

ず条例を一回総ざらいすべきではないかと。要するに忘れている。本来は改正しなければいけないものが、忘れてるとか何とかというのは、いい機会だから、むしろこれをきっかけに全部総ざらいして、それで次へどう、ほかにも出てくるような気がするので、出てこなかったら出てこなくて構わないのですけれども、システムのどうするかということを検討すべきだと思っておりますが、そういう方向で進められるかどうかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今すぐに、今ご意見いただきましたので、内部等でも検討してまいります。以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 現状では、廃止にしてから例えば30日以内とか、そういった期間が決まっています条例を変えるという規則があるのか、ないのか、町のほうに。それを聞きたいです。

○議長（小松伸介君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。

今、お話のあった廃止をしてから何日以内というご質問かと思うのですが、廃止というのが何ををもってというところで考えたときに、今回の件に関しては、条例からその設置している項目を削除するというのもって廃止ということを考えておりますので、ここで例えば上程をして、その項目が議案としてご承認いただいた場合に、そこで即廃止、例えば4月1日であれば1日に廃止ということになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ないようですので、協議事項の（1）を閉じさせていただきます。

◎専決処分事項の報告について（運動公園テニスコート人工芝改修工事の変更契約）

○議長（小松伸介君） 続きまして、（2）、専決処分事項の報告について（運動公園テニスコート人工芝改修工事の変更契約）についてということで、文化・スポーツ推進課長の説明を求めます。

文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） それでは、専決処分事項の説明ということにつきまして、まず運動公園テニスコート人工芝改修工事変更契約に関する経緯という形でまとめましたので、そちらから説明させていただきます。

こちらにつきまして、まずここで追加議案に至った経緯でございます。やはり、こちら先ほど来ご指摘がある同様、私の町長の専決処分事項の指定に関する件というものがございまして、こちらにつきましてしっかりと読み解いておらず、理解が足りなかったのが主な原因でございます。

まず初めに、こちらの工期は、御覧のように昨年9月21日から令和5年3月10日までとなっております。最初に、10月中旬から工事に関する協議が7回ほど工事記録として残っております。主な内容につきましては様々ございますが、今回の変更契約に関するということで、そちらの主な内容なのですが、マイクロプラスチックの流出抑制という問題がございまして、そちらに関しての協議が行われたのが主なものでございます。

続きまして、1月30日に工事変更協議に係る最終確認を行いまして、2月8日専決処分、工事変更契約の締結を行いました。変更契約の金額につきましては、参考資料へ示しております240万200円でございます。やはり主な理由は、マイクロプラスチック抑制対策に関わるものになってございます。それで、2月10日、本定例会の議案提出日でございます。2月27日開会。それで、本件が発覚したのが3月14日です。工期終わりまして、検査員が各工事書類を書類確認という形で見た際に、検査員から質問がございまして、この件に関して専決処分の報告はしたのですねという問いで発覚したものでございます。

説明については以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、これも議案というか、議場でやるということで報告なので、質問の内容については考えていただきながら質問をお願いしたいと思うのですが、何かあれば挙手をお願いいたします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

変更契約に関する経緯ということで書いてあるのですけれども、よく分からないのが、2月10日と2月27日、変更契約の経緯で、2月10日は議案書送付の日ですよ。2月27日は定例会開会日ですよ。変更契約の経緯として、なぜこの2日が載っているのかが分からないのですけれども、どういう意味なのでしょう。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 意味といたしまして時系列で分かりやすくという形で、この議会は参考で、開会日という形で載せさせていただきました。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

分かりやすいようにって、そもそも議案提出していないですよ。していないのに何で載せるのって、全然経緯ではないですよ。本来このときに出さなければいけなかったというのだったら、まだそうなのですが、これ提出で終わっているの、提出してあるではないって思ってしまうよね、これでは。どういう認識なのかが、本当にちゃんと認識しているのかって思うのですけれども、今回のことについて。専決処分書にサインしてやって、ちゃんと法的に進んできたわけですよ。それができていないということです。これ経緯見たら提出って書いてあって、何これって。分かりやすくというより、言い訳しているだけですよ。これ。それで本当に反省しているのかって思うのですけれども。中身については本会議場でやりますので、この資料について聞きたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 今回、追加議案に至った経緯ということの説明の中で、もちろ

んこの日に本来であれば提出日であったということを表記した形になってございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、それが書いていないですよ。そういう認識なのですか。提出していませんよ。

〔「だから、未提出とかにしてほしい」と呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） せめて未提出ですよ。これでは、提出していることになってしまうのではないですか、後で見たときに。今は分かりますけれども、後で振り返ってみたときに、実際しているのではないのって。文書ってそういうものだというのは、最近よくやっていますけれども、後で見返してよく分かるようにということで行政文書を作りますよね。これ不十分なのではないの。行政文書の大切さというのを最近よく勉強させていただいていますので、これが残るとどうかと思うので、これは撤回してもらっていいですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 議員ご指摘のとおり、撤回もしくは未提出という表記にしたいと思います。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

令和4年10月中旬から令和5年1月下旬までに、先ほどマイクロプラスチック対策の協議が7回行われたということで、この7回の全資料を議会のほうに提出していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

すみません。工事記録として残っているのは7回開催されましたが、全てがこのマイクロプラスチックの話合いをされたわけではございません。マイクロプラスチックの協議されたのは、10月24日の1回だけでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、その10月24日の、7回出せば、一番重要なのは10月24日の協議資料を全部出していただきたいのですけれども、そのほかも出していただければと思います。いかがですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 資料請求していただければ、はい、出したいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、今ここで、個人の資料請求ではなくて、全議員に配付をしていただきたいということで質問しましたので、それについて教えてください。出せないわけではないと思いますので、お願いします。税金でやっているのだから、出せるでしょう。

○議長（小松伸介君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 工事記録については基本的に出せる部分と、やはり企業のノウハ

うだとか、そういったものがございまして、その辺のほうは十分調整、協議しながら出せる部分等を精査して、資料請求のほうの担当部署とも連携しながらという形で検討させていただくような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 全部税金でやるのですから出せるはずですので、そういった出せる部分ではなくて、全て出せると思えますので、その辺は出してください。

この件で指定管理者との関係は、7回の協議もそうですけれども、指定管理者も入っているのか。また、それ以外にも一番初めに利用者の方が……

○議長（小松伸介君） 中身に関しては議場でやっていただいているいいですか。

○議員（吉村美津子君） 芝生のほうをしてほしいということと言われましたけれども、指定管理者との関連はいろいろありながらやってきていると思えますけれども、この件についても指定管理者と関係があったのかどうかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） こちらにつきましては、もちろん指定管理者、管理者ということで同席してございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 専決処分ということで、議会に重きを置いていただければ、なるべく専決処分はなくて、状況によっては許されるものではありますが、やはり専決処分をしたときには、議会のことを一番最初に考えていただかないといけないことなのだなと。それは、私たち議員もそういうふうにならずに思っているのです。

今回、一担当、福祉課はちょっと違いますけれども、専決処分で行われたことについて、本当だったら3月議会の冒頭でしっかりと報告しなければいけないところを、なぜベテランの課長が忘れてしまったのか。それって一つの課だけが責任を取るべきものなのか、それとも先ほどの話にもつながるのですけれども、総務課のほうで専決処分したということをしっかりと捉まえていれば、こういう間違いってなかったのではないかなと思うのです。そこら辺を今後どうしていくかというのは、先ほどの話にもつながるのですけれども、ぜひとも専決処分したというのは重いことなので、やはり念頭、頭に議会を置いていただかないと、議会が軽視されているなというふうな思うと、両輪がうまくいかななくなるということもありますので、今後どうやってやっていくか、しっかりシステム化なり何なりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） ご意見、ご指摘、ありがとうございました。

対応策としては、今後検討しなければならないというふうには思っていますが、現状といたしましては、専決処分したものににつきましては、現状総務課に報告を上げているものではなかったもので、その辺もシステム

化すると。処分をしたときに総務課にも合い議をもらうとか、専決処分を行った段階で速やかに総務課に報告するなどの対応策を取ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、今の答弁でちょっと驚いたのが、専決処分した際と違って、総務課というのは担当課からしましたよと報告がない限り、把握しないのが現状ということですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 現状、専決処分した段階では、特に連絡は今はない。例えば今回の3月議会に上程するものはありますかとかということで、こっちでアクションを起こしたものに対して、担当課から上がってくるというような状況になっております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） それで大丈夫なのかというのはちょっと置いておくとして、ちなみにこれは2月8日に専決処分をされましたけれども、専決処分すると決めたのが2月8日なのか、ちょっと前からどうしようか。これは、では専決でやろうかという話で2月8日に専決処分をしたのか、こちらについては。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

こちらにつきましては、先ほども説明いたしました1月30日に最終確認ではないのですが、いろいろな増減がございました。これで終わりだろうという形で確認を取った後に、そこから作業を進めた。2月8日でしたものでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 専決処分するという事に決めたわけですから、この時点で町長のほうも専決でやるというのは把握していたということですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） はい、決裁してございます。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） たしか2月7日に正副議長と町長の打合せあったと思うのですがけれども、私たちに報告されたものでは、その際にそういった話はなかったのです。町長自身も自分でしたにもかかわらず、1か月もたっていない開会のときに出ていないことに気づいていない。担当課のほうも誰もそのことを忘れていて、工事検査員から指摘されるまで、そうだ、専決の報告をしなければというのは、みんな失念していたということでよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） その件に関しましては、報告しなければいけないという認識が

私自身欠けておりました。

以上です。

○議長（小松伸介君） いいですか。

ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今回は、当課におかれての事業の事案かと思うのですが、どこの課においても起こり得ることと考えたときに、専決処分に関する手続のフローチャートみたいなものということが、共通認識で大事かと感じるのですが、その辺はどのようになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今後、そのようなことも検討しながら周知徹底してまいりたいというふうを考えております。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほどの総務課長の答弁の中で、総務課は知らなかったということなのですが、今回180条で専決処分ですよ。179条でやるか、180条でやるか、その点は文化・スポーツ推進課だけで検討したということなのですか。法的な根拠というのを確認しないでやったということですか。それって危うくないですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今回のケースにつきましては、担当課から相談があれば、うちのほうも乗る形にはなるのですが、今回そのようなこともなかったという事実がありますので、今回のケースについては、基本的には現状としましては、担当課から相談があって、その辺話をするという状況になっております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに、だから180条で専決できるということを、十分に担当課が認識していたからやれたということなので、その後のことを失念していたというのはちょっと合わないですよ。文化・スポーツ推進課では、180条で専決しますというのを誰にも相談しないわけでやったわけですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

これ以上言っても全てが言い訳になってしまっていてあれなのですが、私自身専決処分事項の指定に関する件、確かに見ました。そのときに経緯を言いますと、やはり工事価格的には様々な要因がありまして、増減を生じた経緯がありまして、まず減になった形から、ではマイクロプラスチック流出のをやりましょうかというのが発端で始まっておりまして、それで様々時間は流れていくのですが、それで私とすると、結果的には請負金額のあまり変更はなしでやりたかったという思いがありましたので、そこで専決処分を必要になったと

きに、ごめんなさい。議会に報告というのが、その時点で結びついていなかったという、全て言い訳になってしまいます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

聞きたかったのは、要するに担当課だけで専決処分を決めたのかということです。取りあえず、そこを一番答えてほしいのです、まず。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 今回につきましては、180条云々という形で担当課で判断いたしました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほどもちょっとありましたけれども、今回につきましてはなのか、今までのやり方としてそうなのか聞きたいです。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 私自身、今回のこの件に関しましては、初めての経験でございましたので、そういった形で判断いたしました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、初めてのなのだから、だからこそ相談すべきだと思うのです。各課で共有して、この問題、文化・スポーツ推進課だけの問題ではないですよ、専決処分するという点に関して。何でそこが落ちているのか、そこが何でできないのか。根本的に決定的に駄目ですよ、今のやり方は、そうなる。むしろ、一つの担当課だけでそれができてしまう。町長もそれに署名してしまうということ自体、正しいやり方ではないのではないかと思います。確かに180条は、あくまでも議会からの委任で、これだけはやっていいですよと言っている部分ですよ。ただ、それで本当にやれるのかどうかというのは、単独で判断するべきではなくて、やはり条例とかそういったことに詳しい総務課の判断というものもあるべきだと思うのです。僕は、当然そんなのはできているのだとずっと思っていたのですけれども、それができていないということですよ。まず、その確認だけさせてもらっていいですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 事務分掌の決裁につきましては規定がございまして、関係部署の合い議をもらうような形になっております。今後につきましては、この辺もきちっと精査しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 今はできていないかどうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、今の時点でそういったことがちゃんと規定されていないということですよね。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） ご指摘のとおりで、合い議をいただくような形にはなっておりません。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 山口です。

我々、毎月執行側と議長、副議長でいろいろ情報交換やっております。そこでは何も出てきておりません。甚だしくばかにされたとは私は思っているのです。できるだけ議会側で議運だとかいろいろなところで決まったことは、そちらに適宜情報としてお伝えしているはずですが、こんな重要なことが、何でその場で我々に連絡がなかったのか、知らされなかったのか。定例でやっていることそのものの意味がないのではないかと、今私は思っていますが、そこはどうなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今回の件につきましては、本当に申し訳ございませんでしたというところで、決して軽視しているわけではなくて、その場で月に1回の正副議長会議のときに、執行部側からの情報提供もさせて丁寧にさせていただいているというふうに思っているところであります。今回はその辺のところが抜けてしまったということにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 申しわけないですけども、今回だけではないような気がしてしょうがないのです。いろいろなことが我々守られていないというのは、ここのところでは、はっきり言って。教育センター、急に全協の日をちを変えてやらざるを得なかった。それから、政策推進室もそうですよね。いきなりパブコメやりますという話もそうですし、これもそうですし、全く議会側は適当に処理しておけばいいや、適当にあしらえという感じしか私は受けないのです。

そうすると、あの定例でやっているミーティングそのものが意味がないと。総務課が言うのか、総務課は知らなかったと。それはそういう今の仕組みの中で、問題があるのだと思うのですけれども、町長すらそれは出てこなかった。町長、サインして決裁しているのは当たり前ですよ。その話も出てこない。もしそこで出てきたら、事前に我々は受け取って、こうすべきではないとか、出てきていないよとかって指摘が少なくともできたと思うのです。100%できたと保証しませんが、だから、全く意味がないな。要するに議会って適当にあしらわれているなというのが本音ですが、そこはそんなことはありませんと言うけれども、実態がそうですね、ここのところずっと思っているのですが。

○議長（小松伸介君） 質問ですか。

○副議長（山口正史君） はい。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） いろいろ言っても言い訳にしかならない部分になってしまうのですが、今回担当課のほうの確認したところ、2月8日の専決処分については、2月8日に決裁をさせていただいたというところもありますので、正副議長会議のときにお伝えできなかったというのは、そのことも要因にあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） ここで言うのも申し訳ないけれども、あそこの定例会というのは法的根拠ないのですよ。お互いの信義、信頼の中でやっているにすぎないのです。町長よくおっしゃる、法的根拠ないではないかと。確かにそこで言う法的根拠ないですよ。そんなことで議会とうまくやれると思っているのかなと。私、担当課は出席していなかったのではないかなと思うのです。町長の姿勢そのものがおかしいと思っています。いかがですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長に聞いても、それは総務課長答えられないのではないですか。それは議場で直接町長に聞いていただいたほうがいいような気がします。

総務課長、答えられますか。総務課長。

〔「議場で質問するべきじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） そうですけどもね。

〔「これって情報交換の場の話だから、議場で議案としては関係ない話だから」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） そうですね。議案の話ですからね。

どうぞ。

○総務課長（忠平 訓君） 今ご指摘のとおり、信頼関係の中できちっと情報共有をしていくということは、とても重要なことだというふうに考えておりますし、今までもそのように努めさせていただいたというふうに認識はしているところでありますが、今後につきましても真摯に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今日の全員協議会で2つの不手際があり、4つの課の課長が来て申し訳ありませんでしたという形でやっているのですけれども、特にこの専決については、町長なんかもろに当事者ですから、本来ここに来て自分も忘れたと、正副の打合せのときもという、頭を一回下げてくれると、かなり話が先へスムーズに流れるかなとも思うのですけれども、今日町長にこの件について報告するという事は、当然伝えてあるのですよね。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 伝えております。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） そこで、例えば町長にも一緒に来てくれとか、そういったお願いはされなかったの

ですか。もしくは町長が自分も行こうかとか。町長がいないのはなぜなのですかというところが一番なのですが。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今回の説明につきましては、執行部側のミスにより起きてしまったことであります。担当課といたしましては、その辺まずご説明をさせていただきたいと思ひまして、本日こちらのほうに出席をさせていただいたところであります。特に町長にどうのこうのということは考えていなかったところであります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 担当課の責任として各課長がいらっしゃっていると思うのですけれども、その責任の一番トップというのは町長なので、本来であれば、こういったときこそ町長は率先して来て、頭を下げるのが一番うまくいくかなと思ったのですが、それは町長の姿勢ということで理解しておきます。

一つお願いがあるのが、先ほどマイクロプラスチック、今回に関して請負額が240万増ですけれども、聞いていると工事費としては全体的にほか下がってきたから、マイクロプラスチックの流出対策をしようとしたと。そうすると、トータルで240万上がってしまったということなので、どの部分下がって、マイクロプラスチックの流出対策では結局幾らぐらい増になったのかというのを、できれば最終日までに資料で出させていただきたいのですけれども、そちらをお願いしますでしょうか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） それは分かりやすく資料作成いたします。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 本当。

〔「出すとは言っていないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 検討しますとはおっしゃっていただきましたけれども、出すとは言ってくださっていないので。

〔「出すと言ったよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 言っていないです。

〔「中身は検討するけど、出すことは出す」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 言っていない、言っていない。

〔「資料請求してくれって」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、資料のほうは鈴木議員のほうは出していただけるということで。

〔「おかしいよ、それは。先ほど……では、もう一度言って」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど7回の方を中身は検討するけれども、出すって言いましたよ。

○議長（小松伸介君） よろしくお願ひします。大丈夫ですか。もう一度答弁をお願いいたします。

文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

すみません。吉村議員のときは、工事記録の全てを開示してくれという形で聞き及びましたので、そういった形で返事をさせていただきました。それで、今の鈴木議員につきましては、工事の増減の内容につきましては、これは事実のことでございますので、数字は出したいということで答弁いたしました。

以上です。

○議長（小松伸介君） では、ほかにございますか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

総務課長にお伺ひします。本日の町長のご予定というのは、どういうふうになっていたのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 全部把握というか、今手元にないのであれなのですけれども、午前中はみどり学園の卒園式に出席するというような話は伺っております。すみません。その時間までは、今手元にないので。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） すみません。午後もどちらかにお出かけの予定だったのでしょうか。その辺は……

○議長（小松伸介君） 分からないって。

○議員（増田磨美君） 分からないですか。

○議長（小松伸介君） 秘書ではないから。

○議員（増田磨美君） では、結構です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） すみません。2月に入ってから3月のテニスコートの予約が始まっていたし、3月4日に当初の予定では閉鎖というような話を聞いていましたけれども、8日に専決処分ということで担当課のほうでやって、町長のほうに書類を出して判こを押してもらったということで、それについて町長は特に専決を深く理解というか、専決やったよという強い意識があれば、議会の初日に忘れるということはなかったような気もするのですが、そこら辺については町長は何かおっしゃっていましたでしょうか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

すみません。通常、様々な決裁文書をいろいろいただいている中の一つとして、今回変更契約が生じたのでという形で決裁をいただいたというふうには説明はいたしました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） すみません。あと、工事変更契約してから、それに対する工事というのはいつから

いつまで行われたのか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

変更契約したのは、工事記録の中で協議事項として固まった事項を進めておりましたので、その中の増減の結果でございますので、例えばマイクロプラスチックの施工で言いますと、10月24日に工事記録として残っていますので、それ以降発注なりして進んでいったのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

すみません。もう一点だけ伺いたいのですけれども、経緯で一番最後で工事検査員から指摘ありということではないですか。工事検査員から指摘があって専決処分したけれども、議会報告がないということですよ。それで、工事の検査自体通っているのですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

検査自体はこれからです。まだやっております。実際の現地検査はまだでございます。その前に10日工期で終了いたしましたので、必要な書類を事前に検査員に目を通していただくという作業の中で起きた事故であります。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 要するに変更契約をしたわけではないですか。それについての手続がちゃんとできているか、できていないかの検査だと思うのですけれども、今の時点で工事検査は通るのですか。

○議長（小松伸介君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） お答えします。

工事検査自体は契約書に沿って適切に工事が行われているかどうか、現地もできているかどうかの確認ということで、仮にこちらのほうは報告がその辺不備はありますけれども、契約書に沿ってできているか、できていないかの確認の検査という形になりますので、そういったできているのであれば、工事検査は合格のほうはできるかということでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） というと、工事検査員は何でこんな指摘をしたのですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

指摘というか、会話の中でのことだったのですけれども、検査員も職員でございますので、今回の議案提出の一覧を見ていった中での、ないことによる質問だったのかなというような想像いたします。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

でも、ここに指摘って書いてあるではないですか。検査員が確認事項にないことを指摘するの。

〔「助言」と呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） いやいや、確認のそういう検査とかで、検査工程の中で検査項目にないことは指摘しないと思うのです。指摘があったら、工事検査そのものが通らないですよ。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 議員さんのおっしゃるとおりで、今回、先ほどのお話の中に、工事検査員にその必要書類を検査の確認の事前にお渡しをしたときの、工事検査員の職員がその中を見た中で気づいたというところで指摘をさせてもらったというところになります。

○議長（小松伸介君） 専決の報告。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それは分かるのですけれども、検査員として指摘するのであれば、検査事項にあるわけです。確認事項ですよ。今、それが不備なわけではないですか。それでも通る。工事自体は通るということですよ。ただ町の工事の事業の中で、これが完了として認められてしまうのか。であれば、別に要らないのって思うのと、工事検査がまだ終わっていないのに、貸出ししてしまうのってというのはどうなのかなと思って、工事検査完了しているのかどうか聞いているのですけれども。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（忠平 訓君） 工事検査員の中で専決処分の書類も入っていますので、それを見た中で、そこで工事検査員の職員が気づいたことについて指摘をしてもらったという経緯になるのですが。

○議長（小松伸介君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 工事検査グループの立場として発言させていただきますけれども、あくまでも工事検査につきましては、工事契約書に基づいてきっちり工事がされているか、完成がなされているかという確認をします。その中で、やはり検査員のほうでもいろいろ知識のほうもありながら、専決処分をして、専決処分を行った後、議会に報告はしなければいけないという知識を持っている検査員は、そこでそういったことを行っているのだよねという、これは検査の指摘という形ではない。この資料としては、指摘ありという形が適切なかどうかというところもありますけれども、あくまでもそういった助言があったということだということで認識しているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。まだありますか。久保議員以外にあります、まだ。

では、久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。先ほどからお話を聞いていまして、本会議で確認すればいいかなと思っていたのですが、令和4年10月中旬から令和5年1月下旬まで、このマイクロプラスチック対策の協議されていたということですが、6月に補正を上げて工事が始まってから、工事内容というのが変更があった時点で、何で議会のほうへの全員協議会等で説明というのがなかったのですか。ここまで大きく工事の内容が変わるのであれば、そ

の時点で議会への説明というのがあってよかったのかなと思うのですけれども、今回の件に限らず、ほかの課でも言えることだと思うのですけれども、正直きめ細かく説明してくれる課もあれば、本当に説明が必要なのに、全くしていただけない課もあるのです。これというのは町のスタンスだと思うのですけれども、今回これだけの工事であれば、説明をその時点ですべきだったのではないのかなと思うのですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

これらにつきましては、いろいろな仕様の変更とか、そういった形がありまして、私的には先ほども申し上げたのですが、工事の請負金額に対して最終的には変わらない形で収まればという思いがありましたので、一度マイナスという形が出た時点で、今年の5月のまちづくり懇話会のときにマイクロプラスチック流出という話が、これはちょっと出た話がありまして、その時点で何か変更があったときには、これを第1優先順位としようという形で考えておりましたので、そこでもし加えるのであれば、これを優先順位の1位としてやりたいという思いでやったものでございまして、それで結果的に請負金額が変更がなければという形で、これは要望があってやっていることですので、特段そういった形では、そういった意味での報告というのは考えてございませんでした。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 分かりました。マイナスが出たからこれをやろうということで、今回この工事の中にマイクロプラスチック流出対策というのを取り入れたというので、ほかにもっと本当は聞きたいのですけれども、内容に関わる問題になるので、それは本会議でとは思っていますが、これは補正の段階でいろいろ質疑が本会議場でもあったと思うのですけれども、そのときに専門の業者、知識のある業者を今回お願いしているという話があったかと思えます、答弁の中で。その際に、マイクロプラスチック、今回優先順位で必要だからこの工事を取り入れたというお話ですけれども、しなければいけないものなのであれば、当初からこれは入れるべきだったのではないのかなと話を聞いていて思ったのです。しなくていいものであれば、今回マイナスが出たからといって、しなくてもいいのかなというふうにも感じるのですけれども、そこだけお答えいただいてもよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 文化・スポーツ推進課長。

○文化・スポーツ推進課長（高橋章次君） 高橋です。

すみません。こちらにつきましては、設計が補助事業という形もありましたので、4月の時点で設計自体が始まっておりまして、これが6月の時点では設計書ができ上がっておりましたので、そのまま進んだ経緯がございまして。その後、今の先ほど言いました今年の5月下旬ですか、その話が出てきたというのがありましたので、その後の設計には間に合わない形で進んでおりました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 内容に関わってしまうかもしれない。最後にいたしますけれども、一般の多少経験というか、知識のある方から出たものが、専門の方が分からないようなあれなのですか。本来であれば、懇話会で話が出る前に、必要なものであれば、専門の業者が流出の対策というのは行うべきですよというのが

あって、予算の中に入れるべきものなのかというふうに思うのですけれども、お話を聞いていて。必要なのであれば。

○議長（小松伸介君） ちょっと内容に関わっていると思うのですけれども。

○議員（久保健二君） では、これは本会議で確認します。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で協議事項（2）を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項終わりましたので、4のその他に移ります。

皆様から何かございますでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） いていただいたほうがいいかなと思って。

では、事務局、大丈夫ですか。何かあります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようでしたら、以上で全員協議会を終了とさせていただかないほうがいいですか。今後の対応について、また議運の委員長と、ここで全員で……

〔「協議する……」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 追加議案ということなので、よろしいですか。

〔「休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前11時23分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（小松伸介君） 追加議案等の案件ですので、続きは議運でということですのでよろしくお願いいたします。

では、なければ、以上で本日の全員協議会を閉じさせていただきます。

マイクを事務局にお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局次長（小林忠之君） それでは、お疲れさまでした。

閉会のご挨拶、副議長、お願いします。

○副議長（山口正史君） 皆様、早朝から急な招集ということで、参加いただきましてありがとうございます。

昨日で委員会は終わったのですが、これからあと本会議、最終日が残っておりますので、桜も咲き始めま

したが、体調のほうは十分気をつけて最終日に臨んでいただきたいと思います。今日のご苦労さまでした。
(午前11時25分)